

二月十六日（月曜日）

出席議員

三十四番	欠 員	欠 席 議 員	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番	出席議員
			宮崎	小林	沢田	田中	宮本	山田	浅川	豪一	千田	石沢	高山	依田	ほかり	宮野	松平	吉村	のぐち	
			こうき	れいじ	けいじ	香澄	伸一	ひろこ	のぼる		恵美子	のりゆき	かずひろ		吉紀	ゆみこ	雄一郎	美紀	けんたろう	
			三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番		
			関川	板倉	山本	高山	海津	浅田	品田	上田	岡崎	松丸	白石	名取	田中	市村	金子	たかしま		
			けさ子	美千代	一仁	泰三	敦子	保雄	ひでこ	ゆきこ	義顕	昌史	英行	顕一	としかね	やすとし	てるよし	なおき		

出席説明員

区長	成澤	子ども家庭部長	多田
副区長	佐藤	保健衛生部長	栄一郎
副区長	藤正	兼文京保健所長	真理子
教育長	加藤裕一	都市計画部長	矢内
企画政策部長	丹羽恵玲	土木部長	小沼
総務部長	新名幸男	資源環境部長	野光
防災危機管理室長	榎戸弘一	施設管理部長	光伸
区民部長	高橋征博	会計管理部長	直樹
アカデミー推進部長	長塚隆史	教育推進部長	宇民
福祉事務部長	鈴木裕佳	監査事務局長	吉田
兼福祉事務部長	矢島孝幸	総務課長	畑中
地域包括ケア推進担当部長			貴史

事務局職員

事務局局長	佐久間 康一	議事調査主査	菅波
議事調査主査	杉山 大樹	議事調査担当	阿部
議事調査主査	糸日谷 友	議事調査担当	眞鍋

議事日程

日程 第一 一般質問

午後二時開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

○議長（市村やすとし）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います

- 三番 松平雄一郎 議員
- 二十三番 白石英行 議員

を指名いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔浅川のぼる議員「議長、十一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十一番浅川のぼる議員。

〔浅川のぼる議員登壇〕

○浅川のぼる議員 自由民主党文京区議会の浅川のぼるです。会派を代表いたしましたして、質問をさせていただきます。区長、教育長には、明かな御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、元町ウェルネスパーク開設後の状況と取組についてお聞きします。

これまで、区民や地域の皆様の御意見を踏まえて工事を進めてきましたが、令和七年三月に、旧元町小学校側の建物の保全施設及び活用施設と園庭が整備され、予定どおり四月から区民に開放されました。また、公園側の工事も難航していましたが、十一月に整備が完了し、十二月十四日には元町公園も開園となり、ようやく元町ウェルネスパークが完成しました。

旧元町小学校及び元町公園の整備に関する有効活用の実現ということでプロジェクトが進められてきましたが、実際に開設された現況において、スポーツホールと呼ばれる体育館利用者の施設予約の状況や使い勝手などが滞ることなく順調に運営されているのか、伺います。

また、この施設は、近隣四町会の避難所としての機能を備えておりますが、災害時における避難所として課題があるとすれば、どのような対処をお考えなのか、今後の展開について伺います。

さらに、震災復興公園である元町公園も含めた実践的な防災訓練の

実施について、近隣町会と協議すると伺っておりますが、今後の方向性について伺います。

なお、元町ウェルネスパークの今後については、元町公園の整備工事では、壁泉やカスケード、パーゴラや滑り台、砂場等の歴史的な特徴のある意匠を残して、これまでどおり名勝としての指定に向けた登録手続を進めているものと思いますが、その進捗状況と今後の見通しについて伺います。

また、周辺道路の整備も進めていますが、道路の整備等の現況と今後の見通しについて伺います。

次に、湯島総合センター建て替えの検討状況についてお聞きします。湯島総合センターについては、令和五年六月から、近隣地域の団体に向けて、湯島総合センター改築等に係る活用案の意見交換会が始まり、令和六年七月には、整備の検討の方向性（試案）についてのアンケート調査や高齢者向け座談会を実施し、同年八月に、中高生向けワークショップやパネル展示型説明会、その後、区民説明会を経て、令和七年三月に整備方針を策定し、導入機能の一つとして屋内遊び場を整備することとしました。

また、屋内遊び場については、近隣児童館におけるヒアリングやパネル展示型説明会を経て、令和七年十一月定例議会にて、屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能の素案が報告されたところです。

我が会派も、昨年三月の会派視察で函館の屋内遊び場に伺い、そのコンセプトや基本的な機能に関する調査・研究を行い、実際に施設の使い勝手を体験してきました。そこは、一日を通して親子で利用できる全天候型の施設のため、雨天時や積雪はもちろん、夏の猛暑や冬の寒さを防ぐほか、利用者にとって快適な空間となっていました。

来年度には、湯島総合センターの建て替えに向け、事業者の公募が

予定されています。その際、屋内遊び場のほか、様々な行政機能が導入される本施設について、施設一体的に運営され、管理運営に配慮した施設計画を行うことが重要と考えますが、どのように適切な業者を選定していくのか、お尋ねします。

なお、湯島総合センターは、地域のニーズに適した使い勝手の良さを兼ね備えた複合施設として、これまで地域の皆さんに愛され、大事に利用されてきました。今後の解体・建設段階での様々な代替施設の確保については、かなり難しい作業になると思われまます。この辺りについての進捗状況や今後の見通しについて、お考えをお聞かせください。

いずれにしても、長期にわたる大きなプロジェクトとなりますので、今後も湯島総合センター改築等に係る進捗状況について見守ってまいります。

次に、児童・生徒への不登校支援の在り方といじめ防止対策についてお聞きします。

令和六年度の全国の小・中学校における不登校児童・生徒数が約三十五万人となりました。本区においても、小学校で二百十五名、中学校で二百三十名と、昨年度より増加しています。

そして、不登校の要因や背景はより多様化・複雑化しており、児童・生徒が不登校に至った個々の状況を理解することが必要であり、学校、家庭、関係機関が連携して、早期かつ的確な把握と、一人一人の児童・生徒に寄り添った対応が一層求められています。

令和五年度からは、学びの居場所架け橋計画として、学級になじまない児童・生徒への対応をする校内居場所（別室）対応指導員の配置を拡充するとともに、NPOと連携したオンラインシステムによる支援の拡大も行っていきます。

令和六年度からは、区立小学校二十校、中学校十校への週一回のスクールソーシャルワーカーを全校配置するための体制を構築してきました。

なお、十一月からは、校内居場所（別室）対応指導員の配置が、区立小学校で八校、中学校で六校となりました。そして、家庭と子供の支援員を配置している学校は、校内居場所（別室）対応指導員を配置していないところが中心で、区立小学校八校、中学校四校となります。学びの居場所架け橋計画では、児童・生徒が校内の別室に在籍することで、登校日数の増加や教室復帰といった効果も出ているそうですが、令和七年度に校内居場所（別室）対応指導員のモデル校配置を区立小学校が十校、中学校が十校の二十校に拡充したことによる、これまでの学びの居場所架け橋計画の成果と課題、今後の展開についてお尋ねします。また、家庭と子供の支援員の配置による支援体制の成果と課題についても伺います。

そして、これまで文京区が行ってきた様々な不登校児童・生徒への対策や、不登校児童・生徒を持つ保護者への支援等について、今後どのように進めていくのか、不登校支援の在り方について伺います。

次に、いじめ防止対策について伺います。

年明け早々にニュースで取り上げられた、栃木県の高校で起きた暴力事件がSNSで拡散され、衝撃を受けました。そして、令和五年度に、子どものいじめ防止対策に関する調査・研究で、大阪府寝屋川市を視察したことを思い出しました。

寝屋川市の先行事例で感銘したのは、いじめを人権問題として捉え、行政が積極的に関与することで、全てのいじめを一か月以内に停止させていることでした。これは、学校や教育委員会が当事者の人間関係を修復していくと同時に、児童・生徒をいじめの被害者・加害者と定

義し、市長部局の監察課が積極的に第三者として関与することで、いじめの抑止力となっていることでした。

また、月一回の小・中学校の全児童・生徒へのいじめ通報促進チラシの配布による情報収集も抑止効果を上げていました。

このように、市長部局として第三者が介入することで早期解決につながっている寝屋川市の施策を多くの自治体が視察に訪れ、その手法を参考にした結果、複数の自治体において成功事例が報告されています。

全てのいじめを一か月以内に停止させている実績から、本区はいじめ防止対策の手法に加え、良いところを参考に取り入れることはできないのでしょうか。これまで行ってきたいじめ防止対策について、今後どのように展開していくのか、伺います。

次に、区立中学校の全部活動の取組方針についてお聞きします。

昨年度、部活動の地域連携・地域展開に関する視察を行ったうるま市モデルにおける推進計画では、対象者や種目、活動場所や活動方針、休養日と健康把握、適切な安全指導と保険加入などに加え、指導者の在り方や教員の兼職兼業等についても考え方を示していました。その中で課題となっていたのが、各部活動の指導者の人材確保や活動場所、大会参加や活動経費等でした。

部活動の地域展開に関するスポーツ庁・文化庁の有識者会議においては、競技種目などで差異が出ることも考慮しつつ、適正な水準の参加費の目安を国で定める方針との考えが示されました。

両庁が昨年、全国の自治体に対して実施した調査によれば、地域クラブ活動への参加費用について尋ねたところ、月額三千元以下が運動部・文化部とも八割を超えました。また、実証事業で地域クラブ活動に参加した生徒の保護者に妥当と思う金額を聞いても、三千元以下が多数を占めました。

地域クラブ活動への参加費用について、本区では今後どのようにお考えなのか、伺います。

今後の予定として、令和七年度には改革推進期間が終わり、いよいよ改革実行期間に入ります。本区では、前期の令和九年度から休日における地域展開を進めると伺いました。この内容について、もう少し具体的にどのような展開を図るのか、御説明をお願いします。

なお、うるま市においても、休日の部活動を地域に展開して連携を図ったことにより、自然の流れで部活動に携わる教員への負担が軽減され、働き方改革につながったとお聞きしました。

また、令和十年度以降、平日の地域展開を含め、事業の展開をどのように進め、部活動の地域連携・地域展開を行っていくお考えか、お尋ねします。

次に、子どもの権利擁護を推進する体制の構築についてお伺いします。

令和五年四月、子どもの権利条約の四原則を明記したこども基本法が施行されました。子どもの意見表明権である聴かれる権利によって、子どもが学校や会議の場で安心して話せることは、とても大切なことです。日本国内でも、子どもの意見表明について、大切に考える生徒が増えていくそうです。

区は、これまで、子どもの権利を自分事として意識し、考えていく機会を提供することに配慮し、施策を進めてきたものと認識しております。今後も、啓発活動や子どもの意見を直接聞く取組を続けていくものと期待しておりますが、これまでの成果と今後の展開について伺います。

また、子どもの権利擁護を推進する体制の強化を図るため、子どもを一人の人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの

最善の利益を守るため、こどもの権利に関する条例の制定に向けた準備を進めていることを評価いたします。

そこで、子どもの権利擁護を推進するための具体的な取組について伺います。また、子どもの意見を直接聞く取組を進めていく中で、子どもたちとの関わり方や子どもたちからの提案の実現に向けて、区は今後どのように進めていくお考えか、お聞かせください。

なお、令和七年三月に子育て支援計画が策定されましたが、令和八年三月には若者計画が策定される予定です。こどもの権利に関する条例の策定についても同時期に進めていくようですが、子どもの権利の考え方が社会全体に広く浸透し、受け入れられるようにするために、今後どのように進めていくのか、伺います。

次に、児童相談所の運営体制と現況の地域連携体制についてお聞きします。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加傾向にある中で、令和七年四月に文京区児童相談所が開設されました。開設前には、業務のシミュレーションを行いながら、部門ごとのマニュアルの整備などを始め、いろいろな分野の専門スタッフによって、一人一人に寄り添った的確な支援を行うための体制づくりに向けて、これまで準備をされてきたものと認識しております。

実際に、開設前の準備段階で予測されていたことと開設後の運営状況の間にはギャップがあったのではないかと推測します。児童相談所としては、高度で専門性の高い支援や対応を継続的に提供できる体制の構築を目指していたと考えますが、開設からこれまでの成果と、今後のより安定的な運営に向けた課題の認識について伺います。

また、本区の総合的な相談・支援体制の強化に向けて、関係機関との連携や行政サービスに精通した運営、職員の相談援助に向けた体制

づくりや、児童虐待対応レベルの強化が必要であると伺っています。

これから文京区児童相談所が目指すDX推進に資する業務変革や、人間性を重視した職員育成に向けた具体的な取組など、今後の取組の方向性について伺います。

また、課題解決に向けて、本区の児童福祉部門と地域連携の体制の構築が極めて重要だと思われませんが、支援関係機関や、民生委員・児童委員などが構成委員となっている要保護児童対策地域協議会や、民生委員・児童委員協議会の主任児童委員部会などにおいて、児童相談所設置を踏まえたきめ細かい情報共有と協議を重ねることを通して、地域における連携を進めるための支援を行っていると同様です。あわせて、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、区児童相談所や子ども家庭支援センターを始めとする関連団体との連携が重要となります。

今後も、子どもと家庭に関する複合的な相談内容に対処するために、地域の関係機関とのより綿密な連携・協力が必要となります。区内の関係機関や地域社会との連携に関して、本区の児童相談所が行ってきたこれまでの取組の成果と、地域との連携をより強めていく体制の構築に向けた今後の展開についてお尋ねします。

次に、青少年の社会参加推進と地域の後継者育成についてお聞きします。

青少年の社会参加推進と地域の後継者育成の関連性については、重要な課題としてこれまでも述べてきました。地域の担い手を着実に育てるためには、町会を始め、青少年委員会や青少年健全育成会、生徒会やb・l・a・b（ビーラボ）などに御協力を頂き、中高生世代の社会参加につながる事業を後押ししてほしいとこれまでも要望してまいりました。

また、関連性のある団体等に所属する大人たちが協力し、年間を通して地域の様々なイベントに青少年が参加してくれることで、中学生や青年のボランティアが徐々に集まります。その活動を地道に続けていくことで、責任感や仲間意識が生まれ、充実した活動が継続して行われるようになります。

中でも、後継者と期待される方が地域のイベントに参加すると、自分のことだけではなく、いろいろな人のために活動することを体験し、異年齢の方々と触れ合いながら地域の担い手として育っていく姿を、これまでも数多く見てきました。

文京区のまちを地元の地域から活性化する意味でも、町会を始め、各種団体等に御協力を頂き、これからも中高生世代の社会参加につながる事業を後押ししていただきたいと願っております。

本区の施策としても、地域の後継者を育成する事業の後押しに係る補助金を出しているので、町会等でもこの補助金を有効に利用して、後継者の育成を進めていくことが大切であると考えます。

後継者の育成に係る補助金の有効活用の実績と、これまで具体的にどのような事業が展開されてきたのか、その成果と課題、今後の方向性について伺います。

次に、実現すべきみどりの将来像と緑地維持管理の取組方針についてお聞きします。

文京区みどりの基本計画の基本理念として、十年後の文京区において実現すべき五つのみどりの将来像と、将来像の実現のために必要となる五つの十年間の取組方針が、令和二年三月に示されました。

内容を見ると、緑被率の向上や公園再整備を始め、庭園の継承や樹木の維持管理、みどりのまちづくり等に重点が置かれているようです。中でも、樹木の維持管理は、みどりの将来像にとって大事なポイント

となります。

しかし、樹木の特徴を理解していない職人が、残念ながら昨今増えていると実感しています。例えば、剪定（せんてい）の時期を間違えている事例を挙げると、秋にたくさんの花芽を付けているツツジ類を、正月前の手入れで形を整えるために強く刈り込んでしまい、春先に花が咲かない事例や、真夏にこんもりと茂った立派な落葉樹の枝を強く剪定したことで、幹に直接日が当たり、幹が焼けて枯れ込んでしまうといった初歩的なミスを犯す事例もあります。

さらに、最近目立つのは、手に負えないほどの高さまで伸びた樹木の幹を、予定の高さでばっさり切り落としたり、樹高を下げる管理の仕事は余りにも無謀で、切り口から腐朽菌が入るおそれがあり、樹木の強度の劣化にもつながり、太い幹の落下や倒木につながるといった事例もあります。

そもそも、高木における樹木管理の剪定頻度は、毎年あるいは二年に一度行えると良いのですが、経費も考慮した場合に、少なくとも三年に一度の手入れが妥当かと思えます。もし、仮に長期間放置すると、樹木が野生化してしまいます。

樹木の立場からすると、長年放置された先端の枝葉に多くの水を送るため、幹に近い大事なふところ枝に水を送らないように樹木が判断して、自ら大切なふところ枝を枯らし、先端の枝葉を生かそうと水を吸い上げます。

なお、三年間放置した外側の枝を剪定して樹冠を三年分詰めるには、幹に近い大切なふところ枝と伸び切った先端の枝を入れ替えながら、三年前の自然な樹形に戻すわけです。

樹木の維持管理においては、業者任せではなく、必要に応じて剪定の確認を行い、間違った作業に対してはやり直しの指導をしていか

ないと、本区の樹木の劣化が進んでしまい、みどりの将来像の実現が達成できるのか心配になります。

特に、樹木が五年以上手付かずで放置されないよう、十分な理論の下で維持管理を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、本区においては、安全のため、倒木対策に関して、しっかりと樹木調査や精密診断の必要性を踏まえ、定期的に行っていることを評価します。

先だって、区内で樹木の倒木や大枝の落下がありました。たまたま歩行者や車などを巻き込む事故にはつながらなかったのですが、正しい手法で剪定作業を行うことで、今後も太い幹が途中で折れたり大きな枝が落下するといった事故が、ある程度未然に防げます。

本区においては、今後の街路樹や公園樹木、区有施設の樹木等において、どのように健全な樹木の維持管理を展開していくのか、伺います。

次に、肥後細川庭園の再整備についてお聞きします。

文京区みどりの基本計画の基本理念として、将来像への取組方針の中に、地域の記憶、歴史、文化を紡いできた庭園を継承していくという内容が入っています。

以前に、新江戸川公園からはじめの緑と歴史のまちづくり事業の中で改修工事を行った際の基本計画を基に、高い景観性が保たれるような樹木の維持管理を行っているという旨を伺いました。

昨年度的一般質問において、肥後細川庭園について、改修の意識を持つていただき、専門家の方に調査していただくことをお勧めしましたところ、改修工事後の状況が維持できるよう、庭師や日本庭園の有識者等に現状を見ていただき、庭園の持つ魅力や個性等を踏まえた庭づくり、また、それに伴う改修の必要性等について、御意見を頂いて

まいりますとの御答弁を頂きました。

庭園の作庭については私も長年の経験がありますが、その後、庭師や日本庭園の有識者等に現状を見ていただけたのでしょうか。また、調査に伴う改修の必要性等について、どのような意見があったのか、具体的に御説明をお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 浅川議員の御質問にお答えします。

最初に、元町ウエルネスパークに関する御質問にお答えします。

まず、体育館の利用状況等についてのお尋ねですが、学校法人順天堂が所有する体育館においては、様々なスポーツプログラムや団体貸出等が順調に実施されており、区民も利用していると聞いております。

また、順天堂による地域貢献事業として、マルチスポーツ体験イベントや施設無料開放、子どもを対象にした運動教室のほか、元町公園との一体的イベント時にも様々なスポーツプログラムが実施されており、今後も区民が参加できる事業を実施していく予定であると聞いております。

次に、避難所機能についてのお尋ねですが、施設の開設後、避難所運営協議会による訓練が実施され、避難所として利用する諸室や設備等について確認を行いました。様々な機能を持つ施設が統合されている複合施設であることから、各施設の利用者と避難者を適切に誘導することが必要となるため、避難所運営協議会や施設管理者との連携による継続的な訓練を踏まえ、避難導線の手順を検討してまいります。

また、災害時は元町公園との一体的な利用を想定しており、避難者の誘導等も含め、今後も避難所運営協議会と、公園も活用した訓練等の実施について協議してまいります。

次に、周辺道路の整備等についてのお尋ねですが、現在、老朽化した舗装や側溝、防護柵等の整備を進めており、特に東側道路については、敷地との段差解消等により、歩行空間の改善に取り組んでいるところです。

引き続き、本年三月末の竣工に向け、整備を進めてまいります。

次に、湯島総合センターの建て替えの検討状況に関する御質問にお答えします。

まず、事業者の選定についてのお尋ねですが、昨年度に策定した整備方針に基づき、施設の一体的な管理運営に配慮した施設計画を実現するため、統括的なマネジメントを担う運営事業者を事前に公募し、施設の設計段階から参画する事業手法について検討してまいりました。

来年度は、区とともに管理・運営計画の検討を行う管理・運営計画策定支援事業者と施設の設計者を同時に選定し、供用開始後の施設運営を見据え、区と両事業者が連携しながら本事業を推進してまいります。

また、事業者の公募に当たっては、募集要項の公表に先立ち、広く民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施することで、本事業に対する事業者の理解を促進するとともに、様々な事業者の視点を把握しながら、適切な選定に取り組んでまいります。

次に、既存施設の代替機能の確保についてのお尋ねですが、既存のサービスや団体活動を考慮し、民間施設を含めた近隣施設の活用や代替事業の実施の必要性等を検討し、工事期間中において必要な既存施設の代替機能の確保に努めてまいります。

次に、子どもの権利擁護の推進に関する御質問にお答えします。

まず、子どもの権利の啓発活動等についてのお尋ねですが、本年度は、文の京こども月間である九月から十一月までを中心に啓発活動を実施し、子育てフェスティバル等においてシールアンケートやインタビューを行いました。

また、保育園、児童館、区立小・中学校の特別支援学級、放課後等デイサービスやb・l a bなどにおいて、子ども本人への個別ヒアリング等を行いました。

これらの活動を通じて、子どもたちが、当事者として子どもの権利を意識し、自身の権利の状況を改めて見つめ直すきっかけづくりになったものと認識しております。

今後とも、子どもの権利について、子どもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、周知啓発や意見聴取に取り組んでまいります。

次に、子どもの権利擁護を推進する取組についてのお尋ねですが、区では、本年四月に施行を予定しているこどもの権利に関する条例案において、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員会を設置することとしております。

権利擁護委員は、区から独立した立場で、子どもの意見を聞き、尊重するとともに、子どもにとって最も良いと考えられる支援を行うてまいります。

また、権利擁護委員は、関係者に対して必要な要請や意見の表明をすることができるとしております。

引き続き、本年十月からの設置に向けて検討を進めるとともに、権利擁護委員による相談を開始する際には、その職務等を分かりやすく

周知し、ためらわずに安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。

次に、子どもたちからの提案の実現等についてのお尋ねですが、条例案の検討に当たっては、区内中高生からこどもの権利推進リーダーを募集し、子どもたち自らが条例の前文案を作成しました。

昨年一月から十月までに開催した七回のリーダー会議には、延べ三百人の子どもが参加し、子どもたちの生の声がそのまま条例の前文案に反映されております。

来年度もリーダー会議を実施し、子どもの権利や条例についての効果的な啓発方法等について、子どもたちとともに検討してまいります。

次に、子どもの権利の社会への浸透についてのお尋ねですが、条例案に、区、保護者、区民等と、学校や保育園などの育ち学ぶ施設のそれぞれの責務及び役割を定めるとともに、子どもの権利に関する施策の推進や普及啓発に取り組むことにより、区全体で子どもの権利の保障を推進してまいります。

また、子どもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会を確保するとともに、子どもの意見等の反映を図ることにより、子ども意見の尊重に努めてまいります。

これらの取組を通じて、子どもの権利が社会に広く浸透し、区全体で子どもの権利を大切に守っていくまちの実現を目指してまいります。

次に、児童相談所の運営体制等に関する御質問にお答えします。まず、開設からの成果等についてのお尋ねですが、児童相談所においては、昨年四月の開設以降、緊急かつ重篤な児童虐待に関する事案や、一時保護開始の判断に係る司法審査などの児童福祉法改正への対応、昼夜を問わない一時保護施設の運営など、多岐にわたる専門性の高い取組を着実に進めてまいりました。

特に、教育への関心が高いという本区の特性に起因する事案や医学的な診断を伴う事案など、複合的で複雑なケースについては、弁護士や医師などの専門職を交えた支援検討チームを編成し、最も効果的な対応を図っているところです。

今後は、職員が高度な知識を習得するとともに、実務経験を積み、学校や保育園などの関係機関に対し、課題解決に向けた、より迅速かつ的確な対応を図ることが重要であると認識しております。

引き続き、子どもたちを守る総合的な相談・支援体制の充実に努めてまいります。

次に、今後の取組の方向性についてのお尋ねですが、業務変革に資する取組として、常時接続のテレビ会議システムを導入するとともに、外部との連絡体制の円滑化に資する機能を有するスマートフォンを活用しております。また、現在試行中の、相談支援や記録作成の効率化を図る専用タブレット端末を、来年度より本格的に導入するなど、業務の最適化を進めているところです。

さらに、職員が自信や安心感を持って相談援助に取り組むことができるサポート体制を支援者支援として位置付けた上で、多様な研修等を計画的に進めることにより、今後も士気の高い、専門性を備えた相談援助を実現する職員の育成を図ってまいります。

次に、関係機関や地域社会等との連携についてのお尋ねですが、関係機関との連携については、職員が要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員協議会の主任児童委員部会等へ定期的に出席し、情報共有や意見交換を通して、関係機関への助言と、子どもたちへの見守りの強化を図っております。

また、地域社会等との連携については、保護司会主催の講演会や、地域の区立小学校での講座の実施、地域のイベントでの社会的養護に

係る周知啓発のほか、区内の多世代交流施設での里親同士の交流を目的とした里親サロンの実施など、児童相談所への理解促進のための、地域に根差した取組を丁寧に進めているところです。

今後とも、関係機関や地域社会等との連携を生かした支援体制の構築に努め、子どもの最善の利益が守られる体制を一層進めてまいります。

次に、青少年の社会参加推進等についての御質問にお答えします。

区では、町会・自治会の担い手確保につながるため、様々な地域活動団体との連携事業に対する追加補助を実施しており、青少年健全育成会やPTA等との連携において、生徒が運営の補助を担う事業も行われております。

町会・自治会においては、接点の少ない若年層への働き掛けが課題であると認識しており、引き続き、連携事業への追加補助や地域活動センター公式LINEを通じた町会・自治会のイベント情報の発信を行ってまいります。

また、来年度は、文京区町会連合会の加入促進パンフレットの刷新を支援し、若年層を始めとした、より多くの区民に町会活動を周知すること、新たな地域の担い手の確保につなげてまいります。

次に、樹木の維持管理についての御質問にお答えします。

街路樹や公園樹木については、樹木の健全な育成や地域要望等を踏まえながら、街路樹は毎年、公園樹木は三年毎に定期剪定を行っております。

特に、公園樹木については、木陰のある空間づくりを推進するため、来年度より個々の樹木の状況に応じた剪定頻度とするなど、これまで以上にきめ細かな維持管理を進めてまいります。

そのほか、区有施設の樹木についても、定期的又は状況に応じた剪

定を行っておりますが、より適切な樹木の維持管理に向け、委託事業者への指導の強化等に取り組むとともに、他自治体の様々な事例等を参考にしながら、維持管理手法等の更なる向上に努めてまいります。

最後に、肥後細川庭園についての御質問にお答えします。

本年度、日本庭園に関する有識者に現地を二度御確認いただきました。高低差のある地形を生かした樹林地の見せ方や、園内の施設の改善について助言を頂き、指定管理者と連携しながら、現在、改善に向けた取組を進めているところです。

引き続き、定期的には有識者等から御意見を伺い、肥後細川庭園の魅力向上に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、元町公園の名勝としての文化財指定に向けた手続の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねですが、令和六年十一月から実施中の元町公園に関する基礎資料収集調査については、当初の予定どおり、本年三月末に完了する見込みとなっております。

調査の終了後速やかに、その成果をまとめた報告書を作成するとともに、文化庁及び東京都教育委員会と協議の上、今年の夏を目途に、文化庁に係る資料一式を提出し、文化財保護法第百八十九条に基づく意見具申を行う予定となっております。

次に、学びの居場所架け橋計画の成果と課題、今後の展開についてのお尋ねですが、校内居場所対応指導員の配置については、令和五年度に区立小・中学校七校で開始し、順次拡充しており、今年度の二学

期末時点では、小・中学校二十校で百九十九名の児童・生徒が利用しています。

成果としては、校内に児童・生徒が安心して過ごすことのできる環境を設けることにより、児童・生徒が自分のペースで登校しやすくなり、学校とのつながりを維持できるだけでなく、校内居場所の利用から学級に復帰できるようになるなど、不登校の未然防止及び早期対応に一定の効果があるものと捉えております。

課題としては、児童・生徒により状況が異なるため、一人一人が校内居場所より安心して過ごせるための工夫等、更なる支援体制の充実が必要であると考えております。

今後の展開として、令和八年度は、学校の状況を丁寧に聞き取りながら、指導員の配置を小・中学校合わせて二十五校に拡大してまいります。

さらに、指導員同士の情報共有や学びの機会を充実させ、専門性の向上に努めてまいります。

次に、家庭と子供の支援員についてのお尋ねですが、成果としては、家庭訪問や通学支援など個々の状況に応じた関わりを持つことで、学校に登校できる子どもの数や学校での滞在時間が増えたことが挙げられます。

また、校内居場所未設置の学校では、保健室等に登校している児童・生徒への個別支援を中心に行い、校内居場所設置校では、指導員と連携して支援を手厚くすることができました。

課題としては、都の制度として、活動時間に制限があり、不登校児童・生徒に対応できる時間が少ないことと、支援員の安定的な確保が難しいことが挙げられます。

次に、今後の不登校施策の展開についてのお尋ねですが、不登校の

背景が多様化していることから、児童・生徒一人一人に寄り添った支援及び保護者への支援を強化していく必要があります。

校内居場所対応指導員の配置の拡大のほか、現在実施しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、オンラインシステムを活用して支援を行う room・Kの取組、リースクール等民間施設との連携などを通じて、未然防止、早期支援、長期化への対応の三つの段階に応じた多様な支援を実施してまいります。

あわせて、不登校の児童・生徒の保護者を対象とした講演会や進路説明会の実施、リーフレットやホームページによる情報提供など、保護者への支援にも積極的に取り組む、誰もが安心して学び、成長できる環境づくりに全力を尽くしてまいります。

次に、本区のいじめ防止対策についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、定期的に児童・生徒から情報収集を行うことは重要であると認識しております。

本区では、文京区いじめ防止対策推進基本方針 いじめ対応マニュアルに基づき、学期に一回以上のアンケートの実施や、スクールカウンセラーを活用した相談対応を行っております。

また、教職員が組織的な対応ができるよう、各学校が学校いじめ対策委員会を設置しております。

さらに、弁護士等を講師に招いてのいじめ防止授業の実施や、いのちと人権を考える月間において、子どもたちが自尊心や自己肯定感を高め、自分や他者の命や人権を大切にすることを育んでいます。

なお、区長部局の積極的な関与につきましては、他自治体の事例について研究してまいります。

次に、区立中学校の部活動の地域展開の取組についてのお尋ねですが、参加費用につきましては、会費の有無やその金額の多寡によって

子どもたちの活動機会が失われないよう、低廉な会費の設定が求められていると認識しています。

特に、経済的に困窮する家庭の中学生に対する地域クラブ活動への参加費用の支援については、重要な検討課題と考えております。

次に、今後の部活動の地域展開についてのお尋ねですが、休日の運動部活動については、令和九年九月から二つの競技で地域展開を実施する予定です。また、令和十年九月からは、その他の競技でも地域展開を実施する予定です。

小学生やその保護者が、部活動の地域展開についてよく理解した上で区立中学校を選択できるようなスケジュールで、地域展開を推進してまいります。

最後に、令和十年度以降の取組についてのお尋ねですが、平日における地域展開についても、多方面から御意見を頂きながら慎重に検討してまいります。

〔浅川のぼる議員「議長、十一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十一番浅川のぼる議員。

○浅川のぼる議員 自席からの発言をお許しくください。

区長、教育長、前向きな御答弁を頂きまして、ありがとうございます。

いろいろなことが世の中起こっている中で、今後も初心を忘れずに、文京区民が心豊かに安心して暮らせるまちづくり、そして、高齢者や子育て世代に優しいまちであり続けるように活動してまいりたいと思います。

なお、詳細につきましては、同僚議員とともに、各委員会におきまして議論を深めさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後二時五十八分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔小林れい子議員「議長、十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十六番小林れい子議員。

〔小林れい子議員登壇〕

○小林れい子議員 区民が主役の会を代表して、私、小林れい子が質問させていただきます。

初めに、消費税減税と選択的夫婦別姓について伺います。

一月二十三日、通常国会の冒頭で、高市早苗内閣は衆議院を解散しました。突然の総選挙に、重点支援地方交付金の執行や新年度予算の準備で大忙しの自治体では、選挙管理委員会が休み返上でフル稼働しても期日前投票に郵送が間に合わず、国では二〇二六年度予算案の年度内成立を難しくする政治空白を作った挙句、八百五十億円の選挙費用が掛かるとは、物価高で苦しむ国民は置き去りと言わざるを得ません。

こうした混乱を受け、政権による解散権の行使の在り方、乱用を防ぐための制度や議論を社会全体で改めて行うことを強く求めるなど、問題提起を行った自治体首長もおられます。

区長も区民のために行動を起こすべきだったと考えますが、お考えを伺います。

選挙戦では、驚いたことに、ほぼ全ての政党が消費税減税を公約に

掲げ、食品消費税を二年間ゼロに、食品消費税の撤廃、消費税5%減税、消費税の段階的廃止、消費税廃止の文字がずらりと並びました。解散しなくても、そして、今すぐにも実現できるではありませんか。

文京区議会においても、消費税減税を求める請願は、二〇一一年六月から二〇二五年九月までに計二十六件提出され、そのうち五件は継続審議になっています。

消費税減税は、請願を出された中小事業者団体などを含む区民の悲願です。皆さんとともに実現しようではありませんか。食品だけではなく、一律に5%への減税を、まずは目指そうではありませんか。文京区からも減税の声を上げることを求め、伺います。

平成三十一年二月、選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する請願が文京区議会で採択され、三月に意見書が国に提出されました。その後、一向に進まない審議を受け、令和三年十月にも、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書が、区議会より再度国に提出されています。

そうした成果もあったのか、昨年、採択には至らなかったものの、選択的夫婦別姓の導入に関する法案の国会審議入りまでこぎ着けました。実に二十八年ぶりだったとのことでした。

ところが、昨年十月、自由民主党と日本維新の会は、旧姓の通称使用の法制化を目指すことで合意し、十二月に内閣府から出された第六次男女共同参画基本計画画答申案に、旧姓の通称使用の法制化の検討という文言が突如盛り込まれました。そして、今回の衆院解散で、選択的夫婦別姓制度を導入する議員立法の民法改正案は、廃案になっています。

選択的夫婦別姓の導入は、国連の女性差別撤廃委員会から再三勧告されている、女性の人権・ジェンダーの課題です。旧姓の通称使用の

法制化では、便利にはなっても、根本的な解決になりません。「旧姓の通称使用は、旧姓と戸籍姓の使い分けで様々なトラブルの元になっており、むしろ国民の負担を上げる」と、平成三十一年の請願者であったIT企業サイボウズの青野慶久氏はコメントしています。

区民の悲願である選択的夫婦別姓制度の導入について、区議会からは、国に意見書を出すという結論を出しています。区からも国に強く求めるべきです。伺います。

働き盛りのがん患者を支える高額療養費制度について伺います。昨年、がんや難病の患者団体などを中心に、命に関わる治療を受けている人の負担を増やし、治療を諦めさせるのかという強い反発が起き、一度は慎重姿勢となっていた高額療養費制度の見直し案ですが、高市首相になり、再び高額療養費制度の月額自己負担上限が最大約三八%引き上げられると報道されました。

上野厚生労働相は、高額療養費制度の見直しで、二〇二六年度の社会保険料軽減効果が約七百億円に上り、一人当たり年五百七十円、月五十円弱の保険料軽減になり、現役世代の負担軽減になると強調します。しかし、この見直しで、働き盛りのがん患者など、現役世代にこそ大きな負担が掛かってくるのです。

高額療養費制度の自己負担上限は前年度の所得によって決まるので、病気や治療のため仕事を減らさざるを得なくなっても、元気に働いていた頃の収入で算定されます。

住宅ローンや教育費など、何かとお金が掛かる子育て世代では、たとえ高収入でも、ぎりぎりの生活であることが少なくありません。それががんになって、収入が減った上に高額の治療費が掛かれば、生活できなくなり、治療を諦めざるを得ないこともあり得ます。

現役世代に限れば、乳がんや子宮がんなど女性特有のがんは、働き

盛りの年代に集中しています。治療の発展で、進行がんでも延命できるようになったものの、毎月の治療費は高額で、長期に及ぶこともあります。

「小さい子どもがおり、この子を残して死ねません」、「子どもの進学のため、治療を断念せざるを得ない」、「住宅ローンが残っており、生活費にも余裕がない中、高額治療を続けることは家族に申し訳ない」などの声が寄せられます。

令和六年度の高額療養費支給状況（ぶんきょうの国保）を見ると、被保険者区分（一般）の件数は二万五千三百三十一件で、支給された高額療養費は十四億五百八十七万三千四百三十円、一件当たりの費用は六万五千二百九十五円となっています。

国の示す高額療養費制度の見直しで、区民の負担増はどのくらいになるのか、試算をお示しください。

まずは、現在、高額療養費制度を利用している患者へのヒアリングや実態調査をするべきではないですか。高額療養費の限度額引上げで、治療の中断につながりかねない、生活困窮に陥ってしまいかねない患者の実態調査をせず、制度改悪することは許されないと考えますが、区の見解を伺います。

また、こうした背景を把握することは、患者・被保険者支援にとどまらず、自治体にとっても、困窮者の早期発見や保険料未納・滞納の予防といった観点から、重要な意味を持つものと考えますが、区のお考えを伺います。

厚生労働省は、ひきこもりやヤングケアラーなど複合的な課題を抱える住民を支え、地域での共生を目指す事業について、二〇二六年度から一自治体当たりの交付金を大幅に削減する方針で、最大七割カットされることが判明しました。

文京区では、既に重層的支援体制整備事業として包括的な支援体制の強化を進めていますが、交付金の削減により、地域における事業の縮小などにつながらないのか、その影響について伺います。

令和七年度、文京区の生活困窮世帯学習支援事業は、国の方針の拡充に沿う形で、小・中学生と高校生世代の学習・生活支援事業を一本化し、拡大した規模の事業を担える事業者を選定することになった結果、これまで長年地域で築き上げてきた小・中学生の学習支援事業でらまっちが存続の危機を迎えました。

今後、こうした地域の学習支援や居場所などの活動を安定的に持続させるため、区はどのような支援を行うのか、伺います。

地域での共生を目指す事業には、地域の協力が欠かせません。国や都からの補助金等の獲得も大切ですが、国や都の方針転換に翻弄され、地域の自主的な活動に予算が付けられなくなつては本末転倒です。補助金がなくても、区の責任で支援を行うよう求め、伺います。

ひとり親家庭と中高年シングル女性の困窮について伺います。

昨年末、区内の子ども食堂を利用するひとり親家庭二十世帯を対象に、家計に関するアンケート調査を行いました。それによると、収入が上がった世帯はゼロ、変わらなかった世帯は八五%、減った世帯が一五%でありながら、支出は全世帯で増えたことが分かりました。

増えた支出のほとんどが食費であり、ほかにも、日用品、光熱費、学用品、教育費などが挙げられ、「何でも一・五倍の値上がり」、「もうこれ以上節約できない」という悲痛な声が上がリ、物価高騰は特に、収入が増えないひとり親家庭に大きな打撃を与えていることが分かりました。

「無理をして仕事と育児をしているため、いつか倒れてしまうのではと心配しながら生活している」、「子どもが大きくなり、広い家に

引越したいが、同じ家賃かそれ以下の物件は見付からない」、「エアコンでかさむ光熱費が怖くて、家族全員一つの部屋で過ごしている」、「障害を持つ親への支援が欲しい」など、切実な声が寄せられます。

離婚して養育費も支払われず、非正規やパートによる収入だけでは、児童扶養手当や就学援助などに加えて、給付金などの支援策をフル活用してもなお、間に合わないのです。

都に児童育成手当を、国に児童扶養手当を増額することを求めるとともに、ひとり親家庭の生活や就労状況に合わせて所得制限限度額の引上げも求め、不足分は区が補助するべきです。伺います。

義務教育無償の原則にのっとり、学校教材費は無償にし、使用頻度の少ない学用品や柔道着等を学校の備品として貸与したり、卒業アルバムは現物支給にするなど、児童・生徒による購入を前提としない仕組みを作ること、高校授業料無償化では追いつかない学校や部活動に係る費用の援助など、更なる教育費の負担軽減を行うべきです。伺います。

特に、文京区は家賃が高いので、区営住宅や空き家を活用した低家賃住宅を用意したり、すまいる住宅のオーナー謝礼金を挙げて家賃を大幅に値引いたり、豊島区や目黒区のようなファミリー世帯向けの家賃補助を行うべきです。伺います。

コロナ禍を経て明らかになったのは、ひとり親家庭だけではなく、非正規雇用・低年金で暮らす中高年シングル女性の生活困窮です。特に、就職氷河期世代のシングル女性は、一度も正規職に就いたことがない非正規雇用が多く、様々な社会保障や支援のはざまにこぼれ落ちており、今でさえ困っているのに、十年、二十年後には、低年金のまま老後を迎え、住まいに困る人たちが更に急増すると予想されています。

す。

中高年シングル女性が地域で安心して生きていけるよう、国に金額の引上げを求めるとともに、非正規雇用の正規化及び同一労働同一賃金を推進するべきです。伺います。

また、ひとり親家庭と同様、住まいの確保と援助が必要です。伺います。

区の防災職員住宅のように、地域共生社会の一員として町会活動等に参加してもらうことを条件に、区営住宅に入居できるような仕組みを作ってはいかがでしょうか。伺います。

文京区では困難女性支援法の施行に伴い、女性のほほえみ支援ネットワーク事業が新たにスタートしました。これにより、区による相談事業などにおいて、困難女性支援の在り方などのような変化が起きたのか、これまで声を上げられず、制度のはざまからこぼれ落ちていた女性たちも支援につながっているのか、実績や成果について伺います。

区では、令和七年度に文京区男女平等参画推進計画の改定に向けた区民調査を行いました。ひとり親家庭や中高年シングル女性を含め、これまで支援につながりにくかった若年女性やDV・性暴力被害者などで、丁寧に声を拾いながら実態調査を行うこと、女性のほほえみ支援ネットワーク事業の実績を生かした、文京区ならではの支援施策を定めた困難女性支援基本計画及び行動計画を策定することを求め、伺います。

長期化する不登校児に学びの保障と保護者支援を求めて伺います。

令和六年度の文京区不登校対応に関する報告書によると、小学校の不登校の総数は二百十五名で、前年度より三十一名の増加、そのうち継続の不登校は百七名に、中学校の不登校の総数は二百三十名で、前年度より二十八名の増加、そのうち継続の不登校は百六十七名にも上

り、小・中学校共に、長期化する不登校の課題が明らかになりました。ところが、残念ながら、今の教育現場では、長期化する不登校児への学びの保障や支援が追い付いていません。

不登校児を抱える親たちは、子どものことを心配して悩み、学習の遅れや進路に対する不安を抱え、学校とのやり取りで疲弊し、深く傷付いています。不登校の原因や求めるもの、価値観も一人一人違うため、欲しい情報にたどり着くまでが大変だといえます。

学校や教育センターは、個々のニーズに応じた相談対応や情報提供ができていますか。伺います。

全ての不登校児が、学びたいと思ったときに学びの場にアクセスできるよう、校内居場所（別室）を全ての学校に設置すること、湯島にあるふれあい教室では通いにくかったエリアの児童・生徒のために、大塚エリアに分室を設けることを求め、伺います。

不登校児の受皿である通信制の学校やフリースクール、学習塾や家庭教師等について、保護者に特別な経済的負担が生じないように、必要な施策を講じることを求め、伺います。

不登校時には、地域の人とつながれる居場所も必要です。

豊島区では、子ども食堂や学習支援事業を展開する民間団体が、子どもたちの安心感や自己肯定感を高めることを目的に、中学校内での居場所事業を行っており、不登校対策に一役買っているそうです。

区でも、地域の力を借りながら、学校内の放課後居場所を実施してみたいかがでしょうか。伺います。

不登校児が小学生だと、日中一人で家に置いておけず、離職せざるを得ない保護者もいます。

重層的支援体制を活用して、ヤングケアラーやひきこもり支援と同じように、不登校児とその家族を支えること、おうち家事・育児サポ

ート事業の不登校児バージョンを立ち上げ、ワーキングケアラーとも言える保護者の家事や育児、シッターや送迎を含む支援を行うべきです。伺います。

プール管理を含む水泳授業の外部委託を求めて伺います。

令和七年六月、区立A小学校の特別支援学級における水泳授業中に、児童一名が救急搬送されるという重大な事故が発生しました。先日の文教委員会で、教育委員会は本事故を重く受け止め、原因究明に努め、外部有識者による聞き取り・意見聴取を行って再発防止報告書を作成、今後は周知や指導を徹底していくとの報告がありました。

その中で明らかになったのは、水泳指導は水泳が専門ではない体育講師や担任等が研修を受けながら実施していること、プールに発生する藻の清掃や日焼け止めによる水の濁りなどの水質管理も含めたプールの管理業務も、教員の負担になっているということです。

全国各地の学校でプールの水の出しっ放し事故が起きていますが、教員による水の止め忘れや排水バルブの閉め忘れが原因で、教員個人に賠償請求されるケースもありました。

水泳事故は絶対にあつてはいけません。児童・生徒の発達段階や泳力に違いがある中、大人数の児童・生徒たちの監視を含め、安全管理を徹底させながら水泳指導を行うことは、水泳を専門としない教員に過重な負担を掛けているのではないですか。伺います。

児童・生徒の安全・安心を守るとともに、水泳指導のレベルアップにもつながり、教員の負担軽減にもなる、プールの管理業務を含めた水泳指導を専門の外部機関に委託することを検討すべきと考えますが、お考えを伺います。

現在、千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画では、小・中学校共同で使う温水プール案も検討されています。これ

が実現できれば、拠点校での水泳授業を、一年の中で近隣の小・中学校で順番に回していくことも可能で、地域開放もできるでしょう。

外部委託化とともに、文京区のプールの在り方として実現すべきではないでしょうか。伺います。

また、大塚四丁目仮校舎整備方針（案）では、プールについて、建設コスト、維持管理費及び使用頻度を総合的に勘案し、仮校舎には整備せずとあります。プールを作らない場合の建設コスト、維持管理費は幾ら節約できるのか、伺います。

五歳児健診と個別最適な学びの充実について伺います。

文京区では、重点施策の一つとして、子どもの特性に早期に気付き、就学前の適切な支援につなげるため、五歳児健康診査を実施します。

スクリーニングでは、グレーゾーンの子どもに対して「様子を見ましょう」と言われる保護者もいますが、就学前の適切な支援につなげるとは具体的にどういふことなのか、必要な制度や支援、専門指導につなげるのか、伺います。

区では、発達障害を抱えるお子さんが増えており、五歳児健診を行うと更に増加することが予想され、同時に、療育や個別支援計画等を必要とするお子さんも増えますが、対応する受皿や人員等は間に合っているのか、伺います。

健診後の子ども、保護者を支える体制こそが重要です。保健、医療、教育、福祉の連携によるフォローアップ体制は整っているのか、伺います。

また、就学後についても、学校になじめない児童・生徒の人数が増えると、手が掛からない児童・生徒は後回しになるなど、合理的配慮や個別最適な学びが実施しにくくなると思われませんが、十分なサポート体制はあるのか、伺います。

発達障害児を抱える保護者からは、「診断名でラベリングされ、できないことを基準に通級か特別支援かに振り分けられ、子どもに無理が掛かると親の選択や子どもの障害のせいになされる。合理的配慮を行うことで、同じスタートラインに立てるようにしたり、その子の障害や特性に合わせた個別最適な学びのサポートを行ってほしい」という声があります。

現場では、個別支援計画をどのように共有・理解し、どのように連携が取られているのか、保護者との相談対応や教員のスキルアップはどのように行われているのか、伺います。

聴覚障害者にアプリを搭載したタブレットの配付を求めて、伺います。

昨年十二月、文京区聴覚障害者協会より、聴覚障害者にタブレットの貸与を求める要望書が区に提出されました。

現在、区では、タブレットは一般普及品ということで、障害者の日常生活用具には該当せず、給付対象になっていませんが、既に名古屋市や八王子市などでは、携帯用会話補助装置として日常生活用具の給付対象に加えられ、アプリケーションとセットでタブレットやスマートフォンを購入した場合の補助等が行われています。

令和六年四月に、手話言語条例及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を施行した文京区として、災害などの緊急時に、聴覚障害者がいち早く情報を取得し、コミュニケーションが取れるよう、手話等のアプリを搭載したタブレットを日常生活用具として給付又は貸与を行うべきです。伺います。

家庭ごみの有料化について伺います。

ごみ処理費用の増大や最終処分場のひっ迫は大きな課題であり、各自治体にごみ減量やリサイクル促進が求められており、東京都の小池

百合子知事は、「二十三区の家庭ごみの有料化により、都民の行動変容を促していく」と、先月の定例記者会見で発言しました。

ところで、文京区では、人口の増加とともにごみ量が増えているのか、また、リサイクル促進のため昨年四月に始まったプラスチック分別回収の実態とその成果について伺います。

リサイクル促進のため、調味料の容器やお弁当パックなどの紙ラベルやシールを剥がしやすいものにすることや、プラスチックのおもちゃから電池等を取り外しやすくすることを製造者に働き掛けるなど、自治体でできることはまだあると思いますが、いかがですか。

次に、文京区が負担している東京二十三区清掃一部事務組合の特別区分担金が増加していますが、中間処理施設の建て替えや延命化などの施設整備費の高騰が原因なのか、伺います。

施設整備費の国庫補助金である循環型社会形成推進交付金において、プラスチックごみの分別収集・リサイクルやごみの有料化が要件化されています。

文京区ではプラスチックごみの分別回収を始めていますが、まだ行えない自治体もありますし、家庭ごみの有料化は二十三区では行われておりません。

特別区として、施設整備のための国庫補助金は要件にかかわらず出すよう国に求めるべきではないですか。区長の見解を伺います。

ごみの有料化は税金の二重取りではないかという声も聞きます。小池都知事は、「ごみの有料化を実際に決めるのは区だ」と言いますが、区はどのように考えているのか、また、特別区長会ではどのように話し合われているのかを伺うとともに、ごみの有料化をしないよう求め、伺います。

最後に、区民葬儀における新たな助成制度について伺います。

区でも行われてきた区民葬儀及び区民葬儀利用助成は、生活困窮が要件とされており、誰でも利用できる制度です。

しかしながら、新たな助成制度は、火葬料金の負担軽減を目的としながら、助成を受けられるのは、従来どおり業界全体の約二五％である区民葬儀取扱業者を選択した区民に限られています。

区民が負担しているのは同じ税金であり、利用する火葬場も同じ公共施設であるにもかかわらず、選ぶ葬儀社の契約形態や制度上の区分によって、助成を受けられる区民と受けられない区民が生まれることは、行政サービスとして不公平です。

葬儀社の選択には、地域とのつながり、宗教・慣習、家族の事情、費用、信頼関係など、様々な事情があり、区民が自分たちの実情に合った葬儀社を選べることは当然です。行政の助成制度がその選択を事実上制限することは望ましくありません。

特別区長会ではどのような調査や議論が行われていたのか、区長はどのような発言をなさったのかを伺うとともに、特別区長会に対して、本制度の撤回及び区民が等しく利用できる制度への是正を求め、伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 小林議員の御質問にお答えします。

最初に、国政等に関する御質問にお答えします。

まず、衆議院の解散についてのお尋ねですが、解散権の行使の在り方等については、国において検討されるべきものと認識しており、区

として意見を申し上げる考えはございません。

次に、消費税減税についてのお尋ねですが、消費税等の税制については、国において議論がなされるべきものであり、国に対し意見を申し上げます。

次に、選択的夫婦別姓についてのお尋ねですが、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、今後、国において検討が進められるものと認識しており、区として要望する考えはございません。

次に、高額療養費制度等に関する御質問にお答えします。

まず、制度の見直しに伴う影響等についてのお尋ねですが、見直し後の患者負担額については、受診内容や所得により様々な事例があるため、区において算出することは困難です。

なお、高額療養費制度の改正については、患者団体等からの意見聴取を含め、国において議論されるべきものであり、区独自で調査等を実施する考えはございません。

また、生活困窮者や保険料の未納者・滞納者については、個別に相談に応じており、引き続き適切に対応してまいります。

次に、重層的支援体制整備事業交付金についてのお尋ねですが、一般、国において、本交付金の新たな機能部分に関する費用負担割合や補助基準額の見直しが実施されましたが、各分野の既存事業分については、財政保証の水準が維持されるため、直ちに地域における事業の縮小には至らないものと考えております。

次に、子どもの居場所等の地域活動の支援についてのお尋ねですが、子どもの学習支援や、子どもとその保護者の生活習慣・環境の向上等を図るため、区では子どもの学習・生活支援事業を行っております。

本事業は区の委託事業として、地域において様々な団体による活動が展開されており、区と社会福祉協議会が連携しながら、地域福祉コ

ーディネーターによる支援や各種連絡会等を通じて、地域活動団体の状況や課題を把握し、地域の実情やニーズに応じた支援を行っております。

引き続き、事業の趣旨や地域における役割を踏まえつつ、地域活動が安定的に持続していくための支援の在り方について検討してまいります。

次に、ひとり親家庭等の支援に関する御質問にお答えします。

まず、ひとり親家庭への手当の増額等についてのお尋ねですが、児童扶養手当については、令和五年度から七年度まで増額され、来年度も引き続き増額される予定です。

また、所得制限額については、児童育成手当が七年六月分から、児童扶養手当が六年十一月分から引き上げられました。

これらを踏まえ、現時点において、手当の増額及び所得制限額の引上げを国や都に求めることや、区が独自に補助を行う予定はございません。

次に、ひとり親家庭への居住支援についてのお尋ねですが、これまでも、文京すまいるプロジェクトにおいて住宅の確保と住み替え支援を行っており、ファミリー世帯向けの区営住宅の増設や空き家を活用した住宅の提供、新たな家賃補助は考えておりません。

今後、ひとり親家庭が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、文京すまいるプロジェクトをより一層充実させるとともに、居住支援法人等との連携を強化し、取組を推進してまいります。

次に、中高年単身女性への年金等についてのお尋ねですが、年金額の引上げについては、国において検討されるべきものであり、雇用環境等については、国等の機関や企業等において検討がなされているものと認識しております。

居住支援については、文京すまいるプロジェクトなどにおいて、中高年単身女性を含め、住宅の確保に配慮が必要な方への支援を行っているところであり、今後も、関係機関と連携しながら居住支援を推進してまいります。

引き続き、年齢・性別等にかかわらず、個々の状況に応じた支援を進めてまいります。

次に、女性のほほえみ支援ネットワーク事業についてのお尋ねですが、本事業は昨年度より開始し、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携を図るとともに、民間団体と協働した支援の強化を行っております。

また、困難な問題を抱える女性が支援につながるができるよう、各相談窓口の周知用カードを作成し、区有施設に加え、警察や医療機関等の関係機関にも配付しております。

事業の成果として、関係機関や民間団体との情報共有や事例検討を積み重ねることで、円滑な支援の連携・協働につながっているものと考えております。

次に、困難な問題を抱える女性への支援に関する計画等についてのお尋ねですが、計画等を検討するに当たり、女性のほほえみ支援ネットワーク協議会及び男女平等参画推進会議において、意見聴取を行ってまいりました。

また、本年度実施した区民調査では、困難な問題を抱える女性支援についての調査項目を追加いたしました。

今後は、本調査結果等を踏まえ、計画の在り方を含め、議論を深めてまいります。

次に、五歳児健康診査についての御質問にお答えします。

来年度開始する五歳児健康診査では、子どもの特性に合わせて、保

健所における継続的な心理相談や経過観察を行うほか、子どもの発育、言語の理解や発達、情緒や行動について多職種による評価を行うことで、親子関係形成支援事業等の子育て支援事業や福祉サービスの利用、児童発達支援センター等での療育、専門医療機関の受診等、必要な支援へとつなげてまいります。

また、健康診査の結果等については、必要に応じて、保護者の同意の下、保育園等とも共有し、支援を行ってまいります。

健診後の受皿となる支援体制の充実は重要な課題であり、今後とも、関係機関と継続的に検討を行い、保健、医療、教育、福祉の連携を強化してまいります。

次に、聴覚障害者へのタブレット端末の給付についての御質問にお答えします。

国は、日常生活用具の要件を用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものと定めており、タブレット端末は、日常生活において、障害の有無にかかわらず多くの方が利用していることから、区では、現時点において給付対象としておりません。

一方、デジタル技術の進歩により、信号の色や点字ブロックなど、周囲の状況を音声で伝え外出をサポートする機能や、音声を文字化しコミュニケーションを支援する機能などを有するアプリケーションが開発されるなど、社会状況が変化しております。

こうしたことから、今般、国から、アプリケーションと同時にタブレットを給付するなどの場合には、日常生活用具の対象となり得るとの見解が示されており、現在、課題を整理しているところです。

次に、家庭ごみ等に関する御質問にお答えします。

まず、ごみ量とプラスチック分別回収についてのお尋ねですが、区

のごみ量については、人口の増加に反して減少しております。

また、プラスチック分別回収事業については、一日当たりの平均回収量は目標量と同程度で順調に推移し、昨年四月から十二月までのプラスチック回収量は約千五百トンとなり、ごみ量の減少にもつながっております。

今後は、可燃ごみ等の残渣の少ない、リサイクルに適したプラスチックをより多く回収できるよう、周知を徹底してまいります。

次に、企業への働き掛けについてのお尋ねですが、各企業もラベルレス製品等の改良に取り組んでいるところであり、更なる改善を求め、機会を捉え、働き掛けてまいります。

次に、分担金の増加についてのお尋ねですが、分担金は、主に清掃工場の建て替えなどの施設整備費に充てられており、近年、多くの工場が建て替え時期を迎えているため、増加傾向にあります。

次に、循環型社会形成推進交付金についてのお尋ねですが、交付金の対象拡充については、東京二十三区清掃一部事務組合を通じ、全国都市清掃会議から国等に対して要望しております。

次に、ごみの有料化についてのお尋ねですが、家庭ごみの有料化については、家庭ごみの減量や区民のごみ問題に対する意識の向上が期待できるため、実現に向けた検討が必要である一方、区民生活への影響も大きいことから、区長会においては、都知事の発言以前から、議論を重ねているところです。

特に、実施に当たっては、不適正排出や不法投棄の防止に向けた取組など、様々な課題が想定されることから、慎重な検討が必要と考えております。

本区としては、引き続き、プラスチックの分別回収を始めとする施策を展開し、更なるごみの減量化に取り組んでまいります。

最後に、区民葬儀についての御質問にお答えします。

特別区区民葬儀は、区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱事業者が行っている葬儀です。

終戦後、低所得者に対し、低廉な価格により葬儀を行えるよう都民葬儀として運営が始まり、区民葬儀取扱事業者の協力により、長年にわたり運用されております。

区長会は、各区に共通する課題について情報共有や整理を行う場であり、本制度の議論等については、区長会として報道発表したとおりです。

なお、本区としても当該助成制度は必要と考えており、撤回や是正を求める考えはございません。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、教育費の負担軽減についてのお尋ねですが、学用品等の無償化については、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しており、現時点での実施は考えておりません。

新たに入学準備金の給付を行うことで、教育費の保護者負担の軽減を一層図ってまいります。

なお、本区では、経済的にお困りの方に対して、高等学校等への入学に当たっての給付型奨学金、入学支度資金融資あっせんなど、各種支援を実施しております。

次に、不登校に関する相談対応や情報提供についてのお尋ねですが、学校では、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、日常的な生徒指導や教育相談活動の中で、児童・生徒や保護者からの相談に対応しております。

また、教育センターにおきましては、学校だけでは対応が困難な専門相談に対応しております。

情報提供につきましては、相談先やふれあい教室等の情報を掲載したリーフレットを作成し、配付するほか、区ホームページにおいて、不登校や登校しぶりに対する支援の取組を掲載するとともに、都における対策など関連する情報についても、リンク先を御案内しております。

次に、校内居場所及び新たな教育支援センターの設置についてのお尋ねですが、校内に児童・生徒が安心して過ごすことのできる居場所を設けることにより、児童・生徒が登校しやすくなり、学校とのつながりを維持できるだけでなく、校内居場所の利用から学級に復帰できるようにするなど、不登校の未然防止及び早期対応に一定の効果があるものと捉えております。

そのため、令和八年度は、学校の状況を丁寧に取りながら、校内居場所を小・中学校合わせて二十五校へ拡大いたします。

また、新たな教育支援センター、ふれあい教室の設置については、場所の確保や専門職員の採用・育成等に課題があることから、開設することは考えておりません。

なお、公共交通機関を使うことが難しい場合、中学生については学校の許可の下、自転車での通室を可能として対応しております。

次に、保護者の経済的負担についてのお尋ねですが、令和六年度東京都フリースクール等利用者支援事業について、区立小・中学校に在

籍している子どもがいる保護者から六十六件の申請があったことを把握しております。

今後、必要な家庭が本事業を活用できるよう、周知に努めてまいります。

また、区では、就学援助費の補助対象の方を対象に、中学二年生及び三年生の学習塾授業料等の学校外学習に係る費用を助成しております。

次に、不登校児童・生徒の放課後の居場所及び家族を支える取組についてのお尋ねですが、これまで、日頃から、小・中学校全校に配置したスクールソーシャルワーカーが、子どもからの相談を受けるとともに、保護者の不安・負担を丁寧に取り、必要に応じて支援機関や地域の居場所などにつなげております。

また、青少年プラザを、不登校の生徒が居場所として利用している場合もあります。

さらに、令和八年度からは、子どもたちの多様なニーズに対応することを目的とした、こどもみらいサポート拠点整備事業が地域団体等との連携により実施されるなど、新たな事業も始まることから、中学校の教室を活用した取組は考えておりません。

また、議員御提案の不登校児童の御家庭向けの家事・育児支援事業については、実施する予定はありませんが、引き続き、区長部局や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、包括的かつ継続的に、不登校の児童・生徒と保護者に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、水泳指導の教員への負担についてのお尋ねですが、水泳指導を行うに当たっては、安全管理など、通常の授業以上の配慮が求められていることに加え、多岐にわたる業務を行うことが必要です。

こうした状況を踏まえ、教員には東京都教育委員会作成の、安全な

水泳指導のための講習会テキストを用いた講習会を通じ、正しい監視体制や安全指導の方法等を学ぶ機会を確保しております。

また、水泳指導の充実や安全管理に係る負担を軽減するため、水泳指導外部指導員を各学校の実態に応じて配置しています。

次に、プールの管理業務についてのお尋ねですが、プール槽内、プールサイド及び排水設備等の清掃・洗浄に加え、浄化装置等の保守点検を委託することで、プールの水質管理を行っております。

なお、全ての区立小・中学校の水泳指導とプールの管理業務を外部委託することは、現時点では困難であると認識しております。

次に、学校プールについてのお尋ねですが、千駄木小学校・文林中学校に整備するプールについては、先般、地域懇談会で、年間を通して利用可能な屋内温水プールの整備を希望するという意見がまとまったところです。複数校利用や地域開放、外部委託などについては、今後検討してまいります。

また、大塚四丁目仮校舎にプールを整備しないことによるコスト削減の効果については、プールの規模や性能、仮校舎を使用する学校の学級数等により大きく異なるため、金額をお示しすることはできません。

次に、障害のある児童等の就学後の支援についてのお尋ねですが、本区の小・中学校におきましては、担任教員による指導に加え、学校全体としての組織的な支援体制を確立し、関係機関や専門家との連携を図ることで、チーム学校として児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを早期に、かつ多角的に把握し、個に応じた適切な支援を実施しております。

また、教育委員会としましては、各学校がチーム学校としての機能を最大限に発揮できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカー等の専門職の配置や外部機関との連携を図ってまいります。

最後に、個別の教育支援計画についてのお尋ねですが、各学校は、個別の教育支援計画について、面談を通じて保護者に内容を共有し、合意形成を図った上で作成しております。

また、教員が個別の教育支援計画を理解し、子どもに関わる教職員とともに具体的な指導を実践しております。

さらに、特別支援教育に関する専門的な研修を実施することで、教員の指導力向上に努めております。

〔小林れい子議員「議長、十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十六番小林れい子議員。

○小林れい子議員 区長、教育長、御答弁をありがとうございました。自席発言をお許しください。

区長からは、国で議論することだという冷たい御答弁、たくさん頂きました。

国や都が決めることは、区民の生活に直結します。それがきっかけで区民が困難に陥ることもあります。だからこそ、区民の声が直接聞ける地方議員の役割は、今、ますます大きくなっていると自覚しています。なぜなら、時には区民の命のとりでになり得るのが地方自治体だからです。

御答弁いただいた高額療養費制度について、文京区でも高額療養費制度を利用した人数と金額の情報しか把握しておらず、今後の負担増の算出すら困難だというのに、国においては何をかいわんやです。

直接区民と話ができる文京区で調査をせず、負担増をしてもいいと思いますか。私はそうは思いません。命に関わることでですから、困難に陥ってからの個別対応では、幾ら適切にするといいとも遅いと思

ませんか。

ひとり親家庭への支援について、長引く物価高で、就学援助があっても苦しいと言っているのです。新たに入学準備金の給付を行うとおっしゃいますが、就学援助をもらっている方たちは対象外です。日々食べるものや光熱費にも困っている人たちが、これで救われますか。今の支援制度では、私立高校への入学はできても、部活動はお金が掛かるからできない、修学旅行にも行けないのです。

高校授業料無償化も、所得のある人への教育費の負担軽減にしかなくっていません。

他にもまだ言いたいことはいろいろあります。頂いた御答弁では解決できない課題について、今後の委員会や予算審査特別委員会で、引き続き同僚議員とともに議論させていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時四十七分休憩

午後三時五十八分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

「のぐちけんたろう議員「議長、一番」と発言を求む。」

○議長（市村やすとし） 一番のぐちけんたろう議員。

「のぐちけんたろう議員登壇」

○のぐちけんたろう議員 自由民主党文京区議会なのぐちけんたろうです。令和八年二月定例議会におきまして、会派を代表して、区長、教育長に質問いたします。

保育施設の夜間保育について伺います。

特別区二十三区内では、港区、品川区、渋谷区、江戸川区が公立保育園での二十時十五分まで延長保育を行っています。これら近隣自治体における柔軟な保育体制は、多様な働き方を支える必要不可欠なインフラとして高く評価されています。

一方で、文京区においても、共働き世帯の増加や勤務形態の多様化が進んでおり、現在の閉園時間では対応し切れない切実なケースがあります。

仕事と育児の両立を真に推進し、誰もが安心して住み続けられる街であるために、文京区においても、夜間保育の導入や延長時間の更なる拡大を強く要望いたします。

また、もう一点、夜間保育の専門拠点の設置の検討を進めていただきたいと思っております。

具体例を挙げますと、品川区立大井倉田保育園のような二十二時までの夜間保育や休日保育を専門的に行う拠点を、区内に少なくとも一か所設置することを提案いたします。

以下三点、夜間保育の拠点を設けるメリットを申し述べます。

第一に、医療従事者やエッセンシャルワーカー、不規則な勤務体制を持つ専門職の方々が、キャリアを断念することなく継続できる環境が整います。

第二に、孤立しがちな夜間の育児に対して公的なサポートがあることで、保護者の精神的・肉体的な負担軽減に直結し、児童虐待の予防や家庭の安定に寄与します。

第三に、教育環境の良さで知られる文京区において、働きながら育てる世帯への支援を可視化することは、区の定住促進と多様な人材の確保において、大きなアピールとなります。

また、候補地として、利便性も高く、区民認識の高い文京シビックセンター内あるいはその周辺への設置を要望いたします。シビックセンターであれば、区内全域からアクセスも良く、帰宅途中の保護者が利用しやすい利便性も備えています。

こうした、いかなれば子育てにおける夜間セーフティネットとなる園が存在することは、不規則な勤務を余儀なくされる子育て世帯の離職を防ぐだけでなく、子育て世帯が文京区で子育てをすることを選ぶ大きな安心材料となります。

過去の御答弁も踏まえ、難しいことは重々承知しておりますが、ライフスタイルの変化に即した切れ目のない保育サービスの拡充を、是非前向きに御検討いただきたいと願っております。

多胎児世帯支援について伺いをいたします。

私が当選する前年、愛知県豊田市で、お母さん一人で三つ子を見るという育児環境の中、睡眠時間が一日一時間という極限状態での密室育児が悲劇を招きました。この事件は、多胎児育児の苛酷さが周囲に理解されず、実質的な支援につながらなかったことが要因とされています。

以来、私も多胎児支援について訴えてまいりました。多胎児家庭が直面する身体的・経済的・精神的な負担に対し、他自治体では既に踏み込んだ支援が実施されています。

具体的には、岐阜県が令和七年度より開始する多胎児一人につき十万円の支援金支給や、滋賀県栗東市の出産・就学時の祝い金（双子六万円、三つ子十二万円）といった金銭助成、兵庫県の大形育児用品の購入・レンタル費用助成のような経済的支援の強化、また、足立区・中野区が多胎児家庭専用サポーターによる外出同行や、荒川区のツイズサポートでの年間最大二万三千円分のタクシー助成といった移

動・外出支援、さらに、同区のツイズヘルパーのように、一時間三百円の安価な負担で年間百二十時間まで利用できる家事・育児支援及び豊島区のようなベビーシッター助成上限の拡大などが既に行われています。

文京区においても、多胎児がいる世帯に対して、タクシー助成やヘルパー支援など、物的、人的な支援強化を改めて要望いたします。

区内認可保育園への監督指導環境について伺います。

今年一月、台東区の認可保育園の園長によって、園児に対して不適切な指導が繰り返されたケースが発覚いたしました。この事案は、園長が泣いている園児に対し、威圧的な暴言を繰り返し浴びせていた実態が、メディアの報道や内部の音声データによって明らかになったものです。

この件について、令和七年五月頃から、保護者や元職員などから、園長の保育への姿勢や園児への接し方が問題視されており、行政へ通報を行っていました。しかしながら、東京都は、不適切な保育は確認できなかったとし、対応しておりませんでした。

その後、再三の訴えと決定的な証拠の提示を受け、同年十二月に、児童福祉法に基づく心理的虐待に該当すると判断を一転させました。

都は、運営法人に対し、子どもや保護者への謝罪、外部専門家を交えた検証、再発防止策の策定などを求める改善指導を行いました。当該園長は既に懲戒解雇処分となっており、詳しい調査は行われないうままです。

台東区は、この事態を重く受け止め、公式サイトを通じて虐待や不適切保育に関する相談窓口を案内し、同様の事案が発生していないかどうか確認を取りましたが、文京区においても同様のケースはなかったのかどうか、伺いをいたします。

また、そもそもこのように対応が遅れること自体がにわかには信じ難いのですが、区では、こういった職員による不適切な保育などが行われた場合、どのように担当課へ情報が集約されるのか、教えてください。

保護者はもちろん、日々保育業務をしている職員の皆さん、そして、何より子どもたちが健やかに保育される環境づくりへ日々取り組んでいただきたいと思います。

区内公立学校のいじめ対策についてお伺いします。

令和七年十一月に、こども家庭庁と文部科学省は、共同で設置した会議での分析を基に、いじめの重大化を防ぐための留意事項集などを取りまとめ、公表いたしました。

この取りまとめの背景には、近年、いじめの重大事案が過去最多を記録するなど、深刻な状況が続いていることから、令和六年十一月に開催されたいじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議において、いじめの質的分析を深めるための専門家会議が新設され、令和七年一月より、こども家庭庁と文部科学省の共同開催によるいじめの重大化要因等の分析・検討会議が始動しています。

当会議では、過去の重大事態調査報告書三十二件を、いじめの重大化を防ぐための適切な対応と、重大化を招くおそれのある要素や特徴の特定の視点から、十五項目の留意事項として整理しています。これらは、さきの留意事項書にまとめられた上で、学校現場での実践的な教育を支援目的のための、具体的なケーススタディを盛り込んだ研修用事例集も併せて作成されました。

文京区では、これらの取組を受けて、どのように学校現場へ生かしていますか。また、これからのようにこの留意事項集を活用し、いじめの早期発見と重大化阻止に向けた取組を行うのか、お示しくだけ

い。

ひきこもり支援についてお伺いします。

文京区では、令和二年に、二十三区に先駆けて、区役所内にひきこもり支援センターを設立し、全世代を対象とした切れ目のないひきこもり支援を展開しています。

同センターによる電話・来所・家庭訪問での伴走型相談を始め、STEP事業（茗荷谷クラブ）を通じた居場所の提供や社会復帰支援、家族同士がつながる家族交流会の開催、高齢の親が中高年の子を支える八〇五〇問題への多機関連携など、本人だけでなく、家族全体を支える体制がしっかり構築されています。

センター設立時には、私も厚生委員として全国初となる兵庫県明石市のひきこもり相談センターを視察し、実際に文京区が支援センターを立ち上げ、今日まで取り組んでいただけであることを高く評価いたします。

また、国は令和六年施行の孤独・孤立対策推進法に基づき、全世代型のセーフティネット構築を推進しています。具体的には、全都道府県へのひきこもり地域支援センターの設置や、SNS活用・訪問による伴走型アウトリーチを強化、さらに、令和七年改定の同指針では、本人の意思を尊重した自律を目標に掲げ、二十四時間対応の相談ダイヤル運用など、誰一人取り残さない多角的な支援体制づくりを急いでいます。

内閣府が令和五年三月に公表したこども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態にある人は全国で推計百四十六万人に上ります。かつての調査では、男性が圧倒的に多いとされていましたが、最新調査では、中高年層で約半数が女性であるなど、女性のひきこもり実態も顕在化しています。

こういった状況も踏まえ、文京区では現在、どれほどの方がひきこもり状態であるのか、また、国の指針に伴う最新のひきこもり支援政策について教えてください。

ひきこもり支援の強化は、支援の遅れが親子の困窮による餓死や心中といった八〇五〇問題の悲劇に直結するため、孤立死・共倒れを防止する最優先課題であるとともに、早期介入により将来的な生活保護費等の増大を防ぎ、当事者の経済的自立を後押しする社会的コストの抑制につながり、かつ深刻な孤独から地域で生きる尊厳を守り、生存権を保障する自治体として責務を果たす上で、大変重要だと考えております。これまでどおり、ひきこもり支援強化をお願いいたします。

就職氷河期世代支援について伺います。

国の方針で始まった就職氷河期世代への支援は、令和六年度までの集中期間を終え、令和七年度からは第二ステージとして更に三年間継続されており、国家公務員の中途採用試験では約百五十人の採用が計画されているほか、地方自治体でも独自の採用枠が維持されています。また、政府は、令和七年八月に約十億円規模の新交付金を設立し、地域ごとのリスクリングや就業体験の提供を強化する方針を固めました。

東京都は、令和七年、二十名程度のまとまった採用を継続しており、広島市や神戸市も専用枠を維持し、それぞれ例年十名弱から十五名程度を募集しています。

横浜市は専用枠を社会人採用試験へと統合しましたが、社会人全体で百名規模、福岡県では例年十名程度、愛知県西尾市では若干名の募集が行われています。

文京区でも、特別区二十三区全体で行う就職氷河期世代への正規採用は何人であったのか、また、二十三区採用とは別で、区独自の就職

氷河期世代への採用枠の創設をお願いいたします。

社会状況によって希望の就労がかなわなかった人が多くいる世代であります。やる気や能力のある人も多く、是非とも文京区の戦力になるよう採用を進めていただきたいと思っております。

カスタマーハラスメント対策について伺います。

令和八年十月改正労働施策総合推進法の施行に伴い、全ての企業に対してカスタマーハラスメント対策が義務化されます。これは、企業規模にかかわらず、全ての事業者が対象となります。相談窓口設置などの体制整備、カスタマーハラスメントを許さない方針の明確化、厚生労働省のマニュアルを参考にした対応マニュアル準備などが含まれます。

文京区では、この三つの大きな方針に対してどのような準備を既にしているのでしょうか。また、新たに昨年から取り組んでいる区独自の職員のネームプレート変更について、成果と実施課題があれば教えてください。

カスタマーハラスメントの大きな問題は、ハラスメントを行っている当事者は自分がカスタマーハラスメントを行っている意識が全くないないということにあります。正当なことをしているので何をしても問題ないという自己中心的な正義感が強く、気付かせ、是正することが大変困難な事例が文京区でも見られます。

今後は、悪質で執拗なハラスメント行為については、警察への通報も含め、外部公的機関との連携も含めた対応も必要となると思っております。いかがでしょうか。

一人でも多くの職員の皆さんが安心して働ける環境の創出に期待しています。

Bーぐるの逆回りルートと循環型ルートの創設について伺います。

す。

区民の足として定着して、今やなくてはならないコミュニティバスのBーぐるですが、更なる利便性向上のため、逆回りルートへの導入を求めます。

既に、板橋区コミュニティバスりんGOでは、右回り左回りの双方方向運転を実現し、導入時から利便性の向上が図られています。

逆回りルートといっても、全て同じルートではなく、利用率の高い特定のルートにおいて、双方方向運転の実現を図ってはいかがでしょうか。そのために、一番利用率の高いルートを教えてください。

また、現在、全てのコミュニティバスは春日まで運行されておりませんが、全てのルートが春日を目指さなくとも、特定のバス停で乗り継ぎができ、別のルートに乗り換えることができるようにすれば、もっと細かく利用者が目的地へ到達できます。特定地域で巡回する運行ルートの創設も求めます。

狭いようで、バスで移動すると実は広い文京区でありますから、特定ルートのみを走る循環型は大いにメリットがあると考えます。

リチウムイオン電池回収についてお伺いします。

N i t e（製品評価技術基盤機構）によると、令和二年から令和六年の五年間に報告されたリチウムイオン電池搭載製品の事故は千八百六十件にも上り、令和七年一年間だけでも、大きなもので、七月に蕨戸田衛生センター、五月と九月には大田区の産廃処理施設で、リチウムイオン電池が原因とされる火災により、施設に大きな被害が出ました。

また、個人が使用しているときでも、電車内や飛行機内での火災も、国内外問わず発生しています。

埼玉県戸田市ではリチウムイオン電池等回収専用袋の全戸配布を行

っています。リチウムイオン電池の火災事故が多発する中で、区民への意識啓発の意味も含めて、リチウムイオン電池回収の専用袋の配布はいかがでしょうか。

ごみ収集有料化についてお伺いします。

今年一月、小池百合子東京都知事は定例会見で、「二十三区での家庭ごみ有料化の実施に向けて、区民に行動変容を促していきたい」と発言し、具体的な実施に向けた方向を示したとして広く報じられました。都は、ごみ収集に係る有料化について、これまでは踏み込んだ発言がなかったこともあり、大きな驚きを持って伝わりました。

そもそもごみ有料化については、ごみの減量に伴う議論の中で、令和六年に特別区長会で議論が始まり、まだ結論は出ていなかったはずですが。

ここに来て、都からの発言を受け、特別区長会吉住健一会長は、今年一月の時点で、全区一斉導入が条件であるとしています。

しかし、文京区では、昨年四月から、ごみの減量化を目的としたプラスチックごみの分別回収が始まったばかりです。現在でのプラスチックごみ分別回収におけるごみの減量状況は、昨年度と比べどのようになっているのか、教えてください。

特別区議会議長会では、家計への負担が更に増えること、家庭ごみよりも量の多い事業系ごみへの対策を優先すること、公園や道路など公共の場の不法投棄が増加する可能性、さらに、先述したプラスチックごみ分別回収の拡大など、まだすべきことがあると表明しています。

この物価高の中で、更なる負担につながるごみ収集有料化について、区はどのような立場であるのかお示しください。

区民のごみ減量の意識を根強く啓発することなど、まだ先にできることがあるはずですが、今できることを優先してほしいと思います。

公営火葬場についてお伺いします。

現在、東京都では、九つある火葬場のうち、公営二つ、私営七つとなっており、そのうち六つの私営の火葬場は、民間企業一社が全て運営を行っています。

小池百合子東京都知事は、令和七年九月二十四日、東京都議会第三回定例会において、東京全体で安定的な火葬体制を確保することの重大性を示す新たな取組を表明しました。

具体的には、料金を含む火葬場の経営管理に対する指導が適切に行えるよう、法の見直しを国に求め、現在の都民の火葬場利用の実態を把握した上で、火葬能力の強化に向けた取組を検討するというものでした。

そもそも、火葬に係る墓地埋葬法では、区市町村が火葬を行うこととされており、民間業者が取り扱うことを想定していないため、料金に関する指導を行うことはできません。

東京以外、ほとんどの自治体では、火葬場は地方自治体が所有するのですが、東京では、昭和二十三年の墓地埋葬法施行以前に、火葬場を民間業者が所持していた歴史的な経緯もあり、例外的に火葬場を民間業者が所有していることによる料金の値上げ問題が生じています。

既に、特別区長会では、民間業者に対して火葬料金について指導しないとされておりますが、火葬は多くの家庭で向き合う事象であり、値上げは庶民の暮らしに直結します。

住民の死後の尊厳のために、火葬インフラの公営化という抜本改革に着手すべきではないでしょうか。

火葬場は、特別区長会報道発表のありとおり、区民生活に必要不可欠な公共施設です。一企業の経営判断に区民が左右させられる現状を打破するため、東京都、町屋斎場のある荒川区、落合斎場のある新宿

区など他区と連携し、合同区で行政による火葬場の買取りを含めた公営化の検討を始めるのはいかがでしょうか。

揺り籠から墓場までの安心を行政が責任を持って担い、高度な社会保障の一環として、火葬行政の再構築を求め、区の見解をお伺いします。

工事入札についてお伺いします。

各地方自治体で、建設の入札が相次いで不調となっています。

埼玉県さいたま市では、武蔵浦和の三校を統合して設置される義務教育学校の入札が二度成立せず、開校が二年延期となりました。市は、予算を約五十一億円増額して再入札となりました。

一方、東京都東大和市でも、小学校を統合する新校舎建設の入札が不調に終わっています。

いずれも自治体の予定価格が市場実態に追いついておらず、建設業者が採算を懸念して応募を控えたことが主な原因です。

文京区におきましても、これから文林中学校と千駄木小学校、千駄木幼稚園、小日向台町小学校、小日向台町幼稚園等の建て替え計画が控えています。

特別区の中でも、建て替え費用が捻出できずに計画の延期が計画される自治体もあると聞いています。

文京区では、こういった建築資材や人件費の高騰などに伴う学校施設建て替え計画の資金についてどのように現状認識しているのか、また、基金を含めた費用についてどのような見通しなのか、お知らせください。

子どもたちが安心して学べる環境づくりを無理なく進めてほしいと思います。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） のぐち議員の御質問にお答えします。

最初に、夜間の保育についての御質問にお答えします。

保育施設における保育時間の延長や夜間保育の実施に当たっては、十分な人員体制の確保や保育士の負担、適切な補食の提供等、様々な課題があるものと認識しております。

なお、シビックセンター内のキッズルームでは、年末年始などを除き、九時から二十一時三十分まで一時保育事業を実施しているところですが、

夜間の保育について一定のニーズがあることは把握しておりますが、これらは育児世帯の働き方に対する社会全体の課題として捉えることが必要であると考えております。

次に、多胎児家庭に対する支援強化についての御質問にお答えします。

区では、多胎児家庭を対象に、新生児から二歳児までの間、毎年保健師が訪問し、育児相談や支援サービスの情報提供を行うとともに、移動経費補助として、タクシーでの移動にも使用できる、こども商品券を年一回配付しております。

また、ベビーシッター利用料助成制度においては、多胎児家庭に対し、一人当たりの助成上限時間を百四十四時間から二百八十八時間に拡大することで、負担軽減を図っております。

さらに、家事や育児、産後ドゥーラのサポートを利用した家庭に対して助成を行う、ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度については、来年度から妊娠期の方を助成対象に加え、一層の支援強化を図る予定です。

今後とも、多胎児家庭におけるニーズを踏まえながら、支援の拡充を検討してまいります。

次に、認可保育園における虐待等が疑われる事案への対応についての御質問にお答えします。

本区において、議員御指摘のケースと同様の事案はございません。

保育施設職員による虐待等が疑われる事案が発生した場合においては、昨年度に設けた専用相談フォームを始めとした様々な方法による通報に加え、児童相談所や他自治体からの情報提供等も想定されます。

これらの情報は全て幼児保育課に集約され、通報者へのヒアリングや、事実確認の調査、抜き打ち訪問等を即時開始することとなります。引き続き、虐待等の未然防止を含め、保育の質の向上に取り組んでまいります。

次に、ひきこもりについての御質問にお答えします。

区内のひきこもり状態にある方の数を正確に把握することは困難ですが、文京区若者の生活と意識に関する調査報告書及び内閣府調査の結果から推計した場合は、約四千二百人となります。なお、この人数には、自室や家からほとんど出ない人だけではなく、買い物や趣味の活動等で一時的に外出する人も含まれており、状態像を広く捉えたものとなっております。

国は、昨年一月に作成した、ひきこもり支援ハンドブックの中で、ひきこもり支援の対象者を生きづらさを抱えた人々いたしました。

本区では、ひきこもり等自立支援会議において支援対象者の検討を行い、令和二年度より、国に先駆け、多様なひきこもり状態にある方とその家族等に寄り添った相談支援を行っております。

また、本年度から、重層的支援体制整備事業の一つとして、ひきこもり状態にある方と地域社会とのつながりの一助となるアウトリーチ

サポーターへの支援を開始し、事業を拡充しております。

引き続き、広報・啓発活動の取組と併せ、適切な相談支援につながる体制を強化してまいります。

次に、就職氷河期世代の採用についての御質問にお答えします。

昨年度、特別区人事委員会が実施した採用試験により、就職氷河期世代に当たる、現在四十歳代から五十歳代の職員を十人採用いたしました。

現時点において、区独自の就職氷河期世代に特化した採用を実施する予定はございませんが、特別区の経験者採用試験等により、この年齢層の方々が受験できる機会が一定確保されているものと認識しております。

次に、カスタマーハラスメント対策についての御質問にお答えします。

職員が住民対応に苦慮した際の相談体制として、所属長を中心としたフォロー体制のほか、産業医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談を行っております。

また、昨年度、文京区カスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、カスタマーハラスメントを人権問題と捉え、組織全体で毅然と対処するとした、カスタマーハラスメント防止宣言を公表しました。

本年度は、カスタマーハラスメントに対する対応マニュアルの作成を進めているところであり、悪質なハラスメント行為に対しては、外部の公的機関との連携も重要な視点であるため、警察との連携などの記載も含めて検討してまいります。

なお、区では、令和六年四月から、職員の名札の表記を平仮名・名字に変更したところですが、職員からは、窓口職場を中心に、好意的に受け止められております。名札を変更したことについて、現時点で

課題があるとは認識しておりませんが、引き続き、職員が安心して働ける環境作りに取り組んでまいります。

次に、Bーぐるについての御質問にお答えします。

利用率については把握しておりませんが、令和四年度に実施したバス停留所間利用実態調査では、目白台・小日向ルート停留所である共同印刷で乗車し、文京シビックセンターで降車した人数が一番多くなっております。

逆回りルートの導入及び特定地域で巡回する運行ルートの創設については、公共交通不便地域の解消につながらないことに加え、公益性と経済性のバランスや採算性にも配慮する必要があります。

また、運転士が不足する状況下において、現行路線の運行を継続するため、運行本数や運行時間等を変更しており、乗務員の確保など様々な課題もあることから、実現は難しいものと考えております。

次に、リチウムイオン電池の回収についての御質問にお答えします。本区においては、現在、リサイクル清掃課、文京清掃事務所及び播磨坂清掃事業所の三か所で、対面により、リチウムイオン電池の回収を行っております。

リチウムイオン電池専用の回収袋を配布することは現在考えておりませんが、区民の利便性が向上するよう、回収場所の増設等を行ってまいります。

次に、ごみ収集に関する御質問にお答えします。

まず、プラスチック分別回収に伴うごみの減量状況についてのお尋ねですが、令和七年四月から十二月までの可燃ごみの回収量は約二万六千四百トンであり、六年度の同時期と比較して、約二千五百トン減少しております。

また、プラスチックの回収量が約千五百トンであったため、分別回

収を実施していない場合であっても、昨年度と比較して、約千トンのごみが減少している状況です。

次に、ごみの有料化についてのお尋ねですが、家庭ごみの有料化については、家庭ごみの減量や区民のごみ問題に対する意識の向上が期待できるため、実現に向けた検討が必要である一方、区民生活への影響も大きいことから、区長会においては、都知事の発言以前から議論を重ねているところです。

特に、実施に当たっては、不適正排出や不法投棄の防止に向けた取組など様々な課題が想定されることから、慎重な検討が必要と考えております。

本区としては、引き続き、プラスチックの分別回収を始めとする施策を展開し、更なるごみの減量化に取り組んでまいります。

最後に、火葬場についての御質問にお答えします。

火葬場は、経営主体にかかわらず、公共的施設としての役割を期待されており、昨年十一月には区長会と都が連携し、民間火葬場の経営管理に関して国に要望したところです。

また、都の来年度予算案においても、外部有識者等を含めた検討委員会の設置に係る経費が計上され、都と区市町村が連携して検討が進められるものと考えております。

火葬場の経営主体等については様々な考え方があることは承知しており、引き続き、都と連携し、区長会において検討してまいります。なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、区立小・中学校のいじめ対策についてのお尋ねですが、令和七年十一月に国が示した、いじめの重大化を防ぐための留意事項集では、いじめ対策における組織的対応等が明記されております。

本区では、文京区いじめ防止対策推進基本方針 いじめ対応マニュアルに基づき、いじめ対策における組織的対応を図り、学期に一回以上のアンケートの実施や、スクールカウンセラーを活用した相談対応を行っております。

軽微ないじめも見逃すことがないように、各学校からの毎月の報告を基に、教育委員会が適宜助言等を行っております。

また、全教職員が関係機関との連携や、いじめへの対応についての理解を深めることができるよう、文部科学省の研修事例集に示されている具体的なケースを基にした教職員研修を実施しております。

今後、こうした取組を通して、いじめの早期発見や重大化の防止に努めてまいります。

最後に、学校施設の改築・改修等についてのお尋ねですが、原材料費や人件費等の価格上昇の影響で、工事費については年々増加傾向にあり、将来的な財政負担は大きな課題であると認識しております。

学校施設の改築・改修の計画については、限られた財源の中で、基金等も有効に活用しながら計画的に実施する必要があることから、文京区公共施設等総合管理計画等を踏まえ、施設の状態や緊急度等を考慮した上で、「文の京」総合戦略でお示ししてまいります。

〔のぐちけんたろう議員「議長、一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 一番のぐちけんたろう議員。

○のぐちけんたろう議員 自席より発言をお許しください。

区長、教育長、御答弁誠にありがとうございます。

令和七年度の就職氷河期世代の採用が十名正規採用いただきました、

誠にありがとうございます。

私、毎年伺っているのですが、令和四年度二名、令和五年度二名、令和六年度一名という中、今年度は採用数が増えたことを高く評価をいたします。今後も就職氷河期世代への積極支援を続けていただきますと思います。

また、ひきこもり数につきましては、推計数だけではなく、江戸川区のような実質調査を行うことをすれば、もっと寄り添った支援にながると考えます。

その他の質問事項などにつきましては、同僚議員とともに各種委員会にて議論を深めてまいります。

本日はありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会